

事業所のみなさんへ

昭和五十四年度機械類貸付制度及び設備近代化資金貸付制度のご利用を!!

一、機械類貸付制度

(1) 貸与の対象者

○県内に事業所をもち一年以上営

業している企業。

○建設業以外の企業。

○原則として従業員の数が二〇人

以下の企業。

○大企業が三分の一以上出資して

いない企業。

○二年間の平均純利益が一、〇〇

万円以下の企業。

○企業の将来性等からみて償還能

力が十分あると認められる企業。

(2) 貸与の対象となる機械類

当協会が県内の産業振興上必要と認めるもので、原則として二〇

万円以上一五〇〇万円以下の機械

類。

(3) 貸与の条件等

○申込書類は高工会及び(財)山梨県

中小企業育成協会にあります。

(4) 申込書類

申込書類は高工会及び(財)山梨県

中小企業育成協会にあります。

(5) 受付の時期

第一次四月一日～五月三十一日

第二次八月一日～八月三十一日



都留文科大学卒業式

3月22日(木)都留文科大学の卒業式が同体育館で行われ 556名(男 171・女 385)が希望に胸をふくらませ集まって行きました。科別は、つぎのとおりです。

初等教育学科	301名
国文学科	131名
英文学科	124名
計	556名

補欠十月一日～十月三十一日

なお、詳細は、育成協会又は市

産業課へ問い合わせください。

二、設備近代化資金貸付制度

(1) 貸付申請書の受付期間及び場所

イ第一次受付・昭和五十四年四月十六日(月)～二十日(金)

受付場所・県庁北別館三階第一

会議室

ロ第二次受付・昭和五十四年七月二日(月)～三十一日(火)

受付場所・県庁金融課

二年(月)～三月(月)

山火事を防ごう

山火事を防ぎ、緑豊かな郷土を育てましょう。

予防接種

○三種混合(ジ・百・破)二回目

期日 四月二十四日(火)

対象児 昭和五十一年十一月～昭和五十二年一月生れ

○二種混合(ジ・破)第二期

期日 四月二十六日(木)

対象児 第一期完了後十二ヶ月～十八ヶ月の者(満六才未満)

○ボリオ

期日 五月十五日(火)二回目

対象児 昭和五十三年二月～四月

生れ

期日 五月十七日(木)二回目

対象児 昭和五十三年五月～七月

生れ

会場と時間はいずれも文化会館健康相談室において午後一時三十分より午後二時三十分です。

大切な森林資源を短時間で焼きつくてしまい、その回復には長い年月と大きな労力、資金をついやすくことになり、社会的損失は極めて大きいものがあります。今の季は林野が枯葉、枯草等で大変燃えやすくなっています。また屋外における子供の火遊び等も多くなる時があるので、各家庭においても子供の火遊びには十分注意してください。なお空地や田畠等で、ごみや枯草等を燃やす場合は気象状況にも気をつけ、周囲への延焼防止に注意するとともに、山を利用する人は、つきの点に十分注意してください。

二、たき火の後始末は完全にしま

す。

口貸付対象にならないもの

特別付属品・金利・中古の設備

なお詳細は、県商工労働部金融

課又は、市産業課へ問い合わせく

ださい。

大切な森林資源を短時間で焼きつくてしまい、その回復には長い年月と大きな労力、資金をついやすくことになり、社会的損失は極めて大きいものがあります。今の季は林野が枯葉、枯草等で大変燃えやすくなっています。また屋外における子供の火遊び等も多くなる時があるので、各家庭においても子供の火遊びには十分注意してください。なお空地や田畠等で、ごみや枯草等を燃やす場合は気象状況にも気をつけ、周囲への延焼防止に注意するとともに、山を利用する人は、つきの点に十分注意してください。

二、たき火の後始末は完全にしま

す。

口貸付対象にならないもの

特別付属品・金利・中古の設備

なお詳細は、県商工労働部金融

課又は、市産業課へ問い合わせく

ださい。